

社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

制定 平成29年6月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額3,000円を支給する。

2 評議員が職務のため出張したときは、本会旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 評議員に対する報酬等の支払は、その都度支給する。但し、報酬等の額が少額な場合は、半期ごと又は年度末において一時にこれを支給することができる。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成29年6月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。